

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第89号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第89号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） おはようございます。

議案第89号 指定管理者の指定についての報告書。

1、議案の要旨。

小坂町赤煉瓦にぎわい館の指定管理者に、鹿印合同会社を指定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、鹿印合同会社は会社経営が安定しており、観光施設の経営にも精通し、今後5年間の提案内容も十分基準を満たしていることから、指定管理者選定委員会において指定管理者候補者に選定することに決定したとのことであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4 番。

○4 番（鹿兒島 巖君） 4 番、鹿兒島であります。

委員会での決定については、異論はございません。しかし、この指定管理につきましては、委員会でもご意見があったのではないかと思います。開館の時間等々でたまたま予定どおりに行っていない、訪れた町民あるいは観光に訪ねた方々から開いていると思ったら開いていなかったという声が聞こえておりました。

したがって、この指定管理、これからまたお願いするわけでありますけれども、管理についての契約内容がきちんと守られるように、そしてまた町民の方々からそういったご不満の声が出ないような指導をぜひお願いをしたいということを付け加えて、賛成の討論とさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） そのほか討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第89号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第90号 指定管理者の指定についてを議題といたしま

す。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） おはようございます。

議案第90号 指定管理者の指定についての報告書。

1、議案の要旨。

小坂町立老人憩いの家「あかしや荘」の指定管理者に、公益社団法人鹿角地域シルバー人材センターを指定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、申請団体である鹿角地域シルバー人材センターの着実な事業実施により、小坂町立老人憩いの家「あかしや荘」の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も十分基準を満たしていることから、指定管理者選定委員会において指定管理者候補者に選定することに決定したとのことであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第90号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第92号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

○9番（熊谷 聡君） 14款、歳入のところで、賛成の立場でお聞きしたいのですが、個人番号カードについて、小坂町ではどのようにして健康保険証とひもづけし、切り替えていくのか、その辺、具体的にお知らせ願いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） マイナンバーにつきましては、10月、11月と申請する方が急激に増えております。マイナ保険証につきましても問合せ等増えてきておりまして、窓口にいらした方には丁寧に説明して、マイナ保険証を申請しなくても資格確認書で心配なく使えるということを詳しく説明しながら、マイナ保険証を勧めているという状況です。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（熊谷 聡君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

8番。

○8番（秋元英俊君） 8款土木費、1項1目土木総務費の負担金補助及び交付金の住宅リフォーム支援事業は、今まで何件あったか、実績を教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） 住宅リフォーム支援事業の実績でございますが、今年度は申請が81件ございます。また、申請に向けての問合せが8件ほどございまして、予算に不足が見込まれることから、今回補正とさせていただいたところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君）　ありがとうございます。

ここで来年度の話をしたいのですが、物価高という状況の中で、いろいろリフォームでも人件費が高くなっている状況です。1件最大20万円という補助をしているわけですが、来年度に向けてリフォーム1件当たりの上限額を若干上げていくような考えがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君）　副町長。

○副町長（後藤富美夫君）　現在、庁内で予算の編成作業中でございます。確たることは申し上げにくいのですが、ここ数年の実績が増えていることとか、今ご指摘のございました建築資材、様々な物価上昇等のことも踏まえながら、かつ、一般財源で賄っている関係もございますので、財源の制約、そういったものもろもろ勘案しながら、最終的な額を決めていきたいと考えてございます。

○議長（目時重雄君）　8番。

○8番（秋元英俊君）　ありがとうございました。いきなりで予算編成の中で答えていただき、ありがとうございます。

しかしながら、結構件数が多い状況の中、町として住民の方を助ける意味で、そういうことも十分に考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（目時重雄君）　そのほか質疑ございませんか。

2番。

○2番（工藤文明君）　歳出ですけれども、9款消防費、3目の消防施設費について確認させてください。

施設解体工事費として、大川岱消火栓の撤去ということで説明を受けておりますが、これは漏水ということでお話も伺ってございました。この撤去によって消防水利の基準に当てはめた場合に充足しているかどうかを確認させてください。

○議長（目時重雄君）　町民課長。

○町民課長（古澤　健君）　大川岱地区の消火栓につきましては、漏水しているということで、いわゆる修繕等多額になるということから、撤去ということにしております。

消防水利の基準につきましては、鹿角広域消防本部に確認しまして、基準をクリアしているということでありました。また、地域の自治会長さん、それから近隣の住民の方にはお知らせしております。

○議長（目時重雄君） 2 番。

○2 番（工藤文明君） ありがとうございます。

この撤去については、住民の方から要望があったのか、それとも敷地内に設置になっているものとは伺っていますが、その住人からの要望なのかをお答え願います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 町の判断です。

○議長（目時重雄君） 2 番。

○2 番（工藤文明君） 撤去費用が44万円とあります。鹿角市の例も出しますが、鹿角市も漏水の消火栓、老朽化したものを撤去せずにそのまま保留するような形で何基か抱えております。この撤去の緊急性という部分を、住人からあるいは住民、自治会のほうから要望されたのであれば実施ということは考えられますけれども、今後このような事例があった場合は、そういう対応を組んでいただくように検討願います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

4 番。

○4 番（鹿兒島 巖君） 補正予算とは直接の関係はございませんが、この際、お聞きをしておきたいことがございます。それは今、国で論議になっております例の103万円あるいは106万円の壁の問題、これに関わって地方税の減収が予想されるということが言われております。各市町村でその減収の状況について試算をされているわけでありましたが、当町ではその試算はどういう形で把握をしているのか、また、このことについて、できれば地方税が減収しないような形で国への申入れが必要なのではないかと考えますが、その辺の取組状況あるいは考え方を教えていただきたいと思います。来年以降の町の行政に非常に大きな関わりがある課題だと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 103万円の壁ということで、大分マスコミをにぎわせておりますけれども、県のほうで県民税について試算しておりまして、それを参考に町でもどれぐらい減収になるかという金額は出しております。

金額につきましては6,600万円ほど減収になるという試算であります。あくまで概算であります。

○議長（目時重雄君） 4 番。

○4番（鹿兒島 巖君） 44億円、45億円の一般会計予算の規模、ここからすれば大体9%ぐらいの影響があると言われておりまして、この9%を基準に各市町村で算出されたのだと思いますが、大体そんな額にはなるのかなと思います。

しかし、当町におけるこの6,600万円というのは非常に大きな額であります。これ、減額されることについて、やはり町民サービスを削らなければならないということにならないように取り組んでいただきたいと思います。まず、各自治体、市町村、国に対してこの減収分についての補填をとという声も上がっているようであります。当町あるいは秋田県の動きとしてはどういう状況になっているか、町長、もし分かりましたら伺いたい。そしてまた、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 町村会としては、まだ103万円の壁ですか、これについてどのようにするかという話はまだありません。

町としては、やはりこの6,600万円というのは金額的にはすごく大きな金額でありますので、できればまず国のほうに要望しながら、何とか国のほうからその分を支援していただけるように、これから頑張っていかなければいけないのかなと思っております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（鹿兒島 巖君） ぜひ地方税の減収が起こって、そのために住民サービスの削減あるいは低下をしなければならないということにならないような取組をお願いをしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

3番。

○3番（菅原明雅君） 歳出の10ページでございます。総務費の文書広報費であります。あきたふるさと手作りCM大賞を見送ったということだったと思いますけれども、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） これに関する事務を、総務課の総務管財班で担当してございます。

総務管財班は、今年度、例年にくらべて1名減の態勢で事務に当たっております。今年度、どうしても職員の手が回らなくて、出場については辞退をいたしました。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（菅原明雅君） 今年度、道の駅ができるとか、町として大いにPRできるチャンスだったというように思うのですが、そういう時期にこういうCM大賞の見送りというのは、町民としては非常に残念だなという思いがあります。

大いに町をアピールして、やっぱり観光客を呼び込むというのは、観光課にとっても町にとっても大切なことだと思いますので、次年度以降、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 昨年度、前の年2年くらい町民に燃料費の高騰ということで、燃料券の配付を行っていたのですけれども、今年度燃料券の配付について、補正には入っていないのですけれども、今後予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） ありがとうございます。

昨年は国からお金が来まして、国の地方創生臨時交付金を活用した事業として、去年のちょうどこの12月議会で補正を組んでおりました。物価高騰対応ということで、一般世帯には燃料券の交付、それから障害者支援施設とか保育所などにも燃料高騰分の支援ということでの事業を実施してございます。

今年度ですが、当然、一般財源を活用してというのはなかなか厳しい状況ですので、今、国でちょうど補正予算審議中でございます。それが間もなく決まると思いますので、それが決まりましたら、また昨年と同様、今のところの試算ですが、昨年よりも少し多いぐらいの交付金来そうな感じでございますので、それを使いまして、また昨年と同様の事業を考えていきたいと思っております。

今の国の補正予算に関しまして、まず先に、大分前から言われております低所得世帯への3万円の給付、それから子ども1人につき2万円の加算という給付を、これをまず急がなければならないと思っていて、大体、今概算で対象世帯など約800世帯、それから子どもが50人ぐらいと試算しております。事業費として2,800万円ぐらいになると見込んでおります。これにつきましては、国の補正予算成立次第、少しでも早く給付開始して、年度内に給付を終えたいと考えております。今日、こうして概要についてお話しする機会をいただきましたので、できればこの部分につきましては、専決の予算で早めの対応をさせていただければありがたいと考えております。

残りの今年度これから支給される重点支援地方創生臨時交付金の事業につきましては、お

おむね昨年と同様の事業、燃料券になるか商品券という形になるか、その事業自体が今年度中にできるか、または繰り越して来年度になるかというところ、その事業がどれぐらい早くできるかにもよりますけれども、その辺、また事業の中身については精査しまして、それにつきましては、もし年度内に実施となれば、早めの臨時議会の開催をお願いすることになるかと思っております。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） 臨時議会を開いてということになれば、もし燃料券ということになれば、事務的なところ、結構大変なことにもなってくるかと思いますので、職員にはご苦労かけるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

8番。

○8番（秋元英俊君） この補正予算には直接関係ありませんが、川上地区での町民と語る会の中で、川上地区の体育館の耐震工事が、聞くとところによると1回目不落になったという状況で、まだ工事が進んでいないということを聞きました。そういうことから、今この時点で体育館の耐震工事、どういう進捗状況になっているのか教えてください。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） 川上公民館の体育館の改修改築工事につきましては、入札を6月と7月、2回実施しておりますが、どちらも参加者がおらず不調に終わっております。

それで、その後、倉庫につきましても入札を行いました、参加者がいなかったということになりますが、地域の方から倉庫だけは早めに建設してほしいという要望がございましたので、今は倉庫のほうに関しましては、地方自治法にのっとって随意契約で契約をしております。

あと、体育館の改修と渡り廊下につきましては、今月17日に電子入札を行うこととしております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） ありがとうございます。

先ほど言ったように、物価高騰とか人件費の高騰で、その金額的に少ないのか、不落になったのかという状況は、どういう理由で2回不落となったのか、調査などで分かっているのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） あくまでも憶測でございますが、町内の企業としましては、物価高騰もございますが、社員の人員不足ということも聞いております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） ありがとうございます。

今から入札して工事を行うということで、あとはっきり言って3か月ぐらいしかない状況の中で、その工事が年度内に終わるかどうかわからないのは疑問というか、今回入札して落札したとすれば年度内に終われるのかどうか、その辺の推測を聞きたいと思います。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（初沢 誠君） まず、入札になったとしても、年度内には完成は厳しいかと思っておりますので、工事に関しては繰越しさせていただきたいとは考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） 分かりました。ありがとうございます。

なるべく住民の方の要望に応えるべく、年度内に行っていければいいのかなと思いますが、やはり3か月という工期は、少しきついかというのは私自身も思っています。繰越しという状況にならざるを得ないかということもあるのですが、スムーズな工事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありますか。

6番。

○6番（本田佳子君） この補正予算には直接関係はしないのですが、公立高校の体育館の空調整備ということで、国のほうからも交付金が出ている案件があるのですが、こちらの中学校、小学校の体育館の空調整備をするというお話はありますか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成田昌章君） 体育館の空調については、今のところ考えてはおりません。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（本田佳子君） 条件があるのですが、断熱性が確保されていて、避難所に指定されているところの体育館であれば、やっぱり空調設備を整えなければならないということで、国のほうからも交付金が出ていると思うのですが、それを利用するという考えはありますでしょうか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成田昌章君） 交付金の中身は、詳しく見ていないのですが、そういう基準でやらなければならない事業であれば、行っていかなければならないとは考えております。

○議長（目時重雄君） 6 番。

○6 番（本田佳子君） ありがとうございます。

ぜひこれからのことを考えて、もしこの交付金を使って空調整備できるようになればよいと思いますので、その点、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第93号 令和6年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第94号 令和6年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第95号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第96号 令和6年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第97号 令和6年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第98号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し大幅に増員すること、ケア労働者の賃上げ支援や労働環境の改善、また新たな感染症や災害対策に備えるために公衆衛生体制を拡充することなどを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

国民誰もが安心して暮らせる社会実現のため、医療・介護などの社会保障施策や今後も発生が予想される新たな感染症や災害に対応できる公衆衛生体制などは、国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと可決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5番。

○5番（椿谷勇次君） 陳情の項目が4つございまして、そのうち1番の賃上げのところについてです。こちらに書いてある陳情項目の4つはそれぞれごもつともかと思うのですが、陳情趣旨に賃金が安いというような記載はございますが、病院の利益は、決算報告などで2倍、3倍と上がっている現状があります。農業、観光業、製造業、どこもつらい状況ではあるので、ここについて賃上げを国に要望するのはいかがなものかということで反対の立場を取らせていただきたいと思います。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 43 分

○議長（目時重雄君） 再開します。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第5号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第7号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

医療・介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増及び診療報酬と介護報酬の抜本的な引上げを政府の責任で実施することを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

医療や介護現場で働く全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持のための経済的支援は、国が責任を持って行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5 番。

○5 番（椿谷勇次君） こちらも同様なのですが、陳情項目の1ですね。政府の責任において、全額公費において賃上げを要求するというものになっておりますので、こちらも、どちらかというと介護は厳しいと思いますが、医療は企業努力をまずはやってからかなと思っておりますので、こちらについても反対の立場を取らせていただきます。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、意見書案第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第8号の採択によって、国に意見書を提出しようとするもの
あります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直
ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしま
した。

これより意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、陳情第9号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提
出を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきましては、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第9号 健康保険証廃止の中止について国に意見
書提出を求める陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療を受けられない人が生じないよう、
現行の健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について中止を求める意見書を国
に提出していただきたいというものであります。

2、陳情不採択の理由。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が可決成立し、本年12月2日から既に施行されており、健康保険証に代わる資格確認書の発行も進んでいることから、さらに制度を改正することは、住民の混乱を招くおそれがあります。

よって、本陳情は賛成少数で、当委員会是不採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。反対意見はありません。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4 番。

○4 番（鹿兒島 巖君） 私はこの陳情については採択すべきという立場で討論をさせていただきます。

今の委員長報告の中では、健康保険証を残すことによって、国民の中に混乱を生じさせるというような意見があるわけですが、しかし、実際の現在の状況を見ますと、例えば昨年から今年にかけて行われました共同通信が実施した世論調査の状況では、マイナンバーカードに切り替えることについての延長や撤回を求めるという声が全国的には72%を超えているというような状況、さらにはこの保険証の廃止によって、医療機関あるいは特に高齢者福祉施設等では管理ができないという声が圧倒的に起こっている状況、こういうことこそ混乱を招く要因になっているのではないかと。

したがって、この混乱を回避して、安心して引き続き医療を受けられるためには、マイナンバーカード制度そのものを廃止するというのではなくて、これはもう法律で決まっているわけでありますので、それと合わせて混乱が落ち着くまで保険証の存続を認めるということのほうが、国民的には安心ではないかという声が非常に多いわけであります。

そういう状況を見ますと、マイナンバーカードと並行して保険証を認めるということで対応すべきだという趣旨の陳情でありますので、その趣旨に賛同し、採択すべきということを申し上げて討論とさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、小坂町議会先例集第104項により、陳情の原案について採決いたします。

この陳情を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君） 起立少数であります。

よって、陳情第9号は不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、陳情第10号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第10号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減やサービス拡充などの介護保険制度の抜本改善及び介護従事者の処遇改善を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度の実現には、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担の引上げ及び介護従事者の大幅な処遇改善と増員が不可欠でありま

す。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第7号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、意見書案第7号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第10号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ち

に採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、陳情第11号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 陳情第11号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

小・中学校給食費の無償化を国の制度として実施を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

少子高齢化が急激に進み、物価上昇等により家計負担が増える子育て世帯を支援するため、各自治体は厳しい財政状況の中、様々な工夫により給食費の無償化を実施しているが、財源確保が課題となり、実施できずにいる自治体もあることから、子育て支援として国が実施すべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第11号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第8号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、意見書案第8号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第11号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、陳情第12号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第12号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

18歳年度末までを対象とする医療費窓口負担無料制度を国の制度として早期に創設することを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

子どもの健康増進や少子化対策として実施している医療費助成制度は、自治体間で大きな格差が生じております。

子どもの健やかな成長を保障するためには、医療費の心配がなく、全ての子どもに必要な医療が保障されるよう、国の制度として実施すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきと決した次

第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第12号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第9号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、意見書案第9号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第12号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第21、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められております。

この際、発言を許可いたします。

町長。

○町長（細越 満君） 今回の定例会、お疲れさまでございました。

県内の市町村長の来春の選挙に出馬するか辞退するかということの報道がなされております。私も議員から9月議会の一般質問で出されたときには、まだ検討中ということでお話をさせていただいておりました。また、メディアの皆様には年内に報告と思っておりましたので、今回の議会の一般質問でどなたか質問があるのかという思いをしておりましたけれども、質問がなかったので、時間をいただいて、ここでどうするかをお話させていただければと思っています。町民の皆様も非常に関心事であることだと思っていますので、今回の定例会、最後の最後で、ご報告をさせていただきます。

来春の町長選挙につきましては、非常に私の健康状態、家族の健康状態等々いろいろ考えました。また、今、町で行っている事業等がどのように進んでいるのか、この辺もまた検討しながら、後援会の皆様方ともお話をしながら考えてきました。結果、来春の町長選挙には、皆様のお力をお借りしながら出馬したいという思いをしているところでございます。非常にいろんな形でまだまだやらなければならないこと、目標にしていたものがやれない部分等々あります。来期総仕上げということで頑張らせていただきたいと思います。議員の皆様、また、町民の皆様のお力添えをいただきながら、何とか頑張っていきたいと思っています。

来春の町長選挙には出馬をしたいという考えでありますので、皆様にご報告させていただきます。

本当に本会議の最後に時間を取っていただきまして、私の報告をさせていただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） これをもって、令和6年第7回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時17分